

予防接種説明書

* 予防接種を受ける前に必ずお読みください。

RS ウイルスワクチン

<病気の概要>

RSウイルス感染症は、RSウイルスが原因で起こる急性の呼吸器感染症です。

日本では、1歳までに半数以上、2歳までにはほぼ100%のお子さんが少なくとも1回以上感染すると言われています。一度かかっても免疫が完全にできないため、生涯に何度も感染することがあります。

主な症状としては、感染してから2~8日で症状が出来ます。

- ・最 初：鼻水・咳・発熱など、かぜのような症状
- ・そ の 後：咳がひどくなる・ゼーゼー（喘鳴）・呼吸が苦しくなる
- ・重症化すると：細気管支炎や肺炎になり、入院が必要になることもある

多くの人は軽いかぜで済みますが、初めての感染では重くなりやすいのが特徴です。

<RSウイルスワクチン（アブリスボ）>

アブリスボは、組換えRSウイルスワクチン（不活化ワクチン）で、RSウイルスのA型・B型の両方に対応した融合前Fタンパク質を有効成分としています。

妊娠さんが接種すると、母体でRSウイルスに対する中和抗体が作られ、それが胎盤を通じて赤ちゃんへ移行（母子免疫）します。

これにより、生まれてから生後6か月頃までの最も重症化する可能性が高い時期に、RSウイルスによる下気道疾患（細気管支炎・肺炎など）の重症化を大きく防ぎます。

<ワクチン接種について>

【対象者】

妊娠28週0日から36週6日までの妊娠

※ 接種後14日以内に出生した乳児における有効性は確立していないことから、妊娠38週6日までに出産を予定している場合は、医師に相談してください。

【接種回数】

1回（0.5mLを筋肉内注射）

【効果】

- ・生後90日以内の重症下気道疾患：約82%予防
- ・生後180日以内の重症下気道疾患：約69%予防

→赤ちゃんの入院リスクを大幅に減らすことが期待できます。

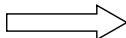
【安全性】

臨床試験や市販後調査で、妊娠さんでは主に以下の軽い副反応が報告されています。

- ・接種部位の痛み・腫れ・赤み
- ・頭痛・筋肉痛・倦怠感・発熱など

重い副反応（アナフィラキシーなど）は非常にまれです。

赤ちゃんへの影響についても、早産や低出生体重児の増加は確認されていません。

裏面もご覧ください。 

<本人の意思確認・予防接種希望書への自署および代筆について>

予防接種を受けることは義務ではなく、ご本人が接種を希望する場合のみ行われます。したがって認知症状などで正確な本人の意思の確認が難しい場合などには家族やかかりつけ医によって特に慎重に本人の接種意思の確認をする必要があります。最終的に本人の接種の意思が確認できない場合には予防接種法による接種はできません。また、接種を受ける本人に麻痺などがある場合、接種の意思は確認できても予防接種希望書に署名ができない場合は、ご家族の代筆も可能です。原則として、医療従事者（医師・看護師・薬剤師・検査技師・看護助手他）や知人等による自署の代筆は認められていません。

コメントの追加 [k1]: 市独自

<予防接種を受けることができない人>

- 明らかに発熱がある方。一般的に体温が37.5°C以上の場合を指します。
- 重篤な急性疾患にかかっている方。
- 接種液の成分によってアナフィラキシーをおこしたことがある方。
＊「アナフィラキシー」というのは通常接種後30分以内におこるひどいアレルギー反応のこと、発汗、顔が急に腫れる、全身のひどいじんましん、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身症状です。
- その他、医師が接種不適当と判断した方。

<予防接種を受ける際に、担当医師とよく相談しなければならない人>

- 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患がある方。
- 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状をおこしたことがある方。
- 過去にけいれんをおこしたことがある方。
- 過去に免疫不全の診断がされている方及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる方。
- 接種液の成分に対してアレルギーをおこすおそれのある方。
- 妊娠高血圧症候群の発症リスクが高いと医師に判断された方や今までに妊娠高血圧症候群と診断された方。

<予防接種を受けた後の一般的な注意事項>

- 予防接種を受けた後24時間は健康状態の変化に注意しましょう。特に接種直後の30分間は、急な副反応がおこることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、注射した部位をこすることはやめましょう。
- 接種当日は、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。
- 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

コメントの追加 [k2]: 予防接種必携（2021）P95～96

<副反応が起こった場合・健康被害救済制度>

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

健康被害の程度に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する（障害が治癒する期間）まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものなのか、別の要因によるもののかの因果関係を、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。

コメントの追加 [k3]: 「予防接種と子どもの健康」参考